

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

第 6 期

〔 自 2024年 9月 1日  
至 2025年 8月 31日 〕

2026年2月



みおぎ監査法人

## CONTENTS

### 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- (1) 統括代表からのメッセージ
- (2) 経営理念及び行動指針
- (3) 監査法人の概要

### 2. 経営管理の状況等

- (1) 品質管理基盤
- (2) 組織・ガバナンス基盤
- (3) 人的基盤
- (4) IT 基盤
- (5) 財務基盤
- (6) 国際対応基盤

(別紙) 「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

## 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

### (1) 統括代表からのメッセージ

#### 『 “身を尽くして資本市場の健全なる発展に貢献する”監査法人として 』

“みおぎ” は嚮標（みおつくし）とも言われ、正しい航路を示すために建てられている目印を意味します。私たちは、この“みおぎ”のように、クライアントの皆様のための道しるべとして資本市場の健全なる発展に身を尽くしていきたいとの思いを込めています。

近年の度重なる不祥事やビジネスの複雑化等を原因として会計監査を巡る環境は日々変化しており、監査法人経営や監査手法についても継続した改善活動が必要となっています。しかしながら、企業の財務情報等の信頼性を確保するという監査人としての根本的な使命に変化はありません。

私たちは、この使命を全うするため、企業のビジネスの状況を適切に理解するとともにコミュニケーションを徹底し、常に職業的懐疑心を保持し深度ある監査を継続することのできる監査法人として、資本市場にとって不可欠な存在でありたいと考えています。

このような考えのもと、当監査法人は2019年9月の設立時より、監査業務に注力できる体制を継続して確保する方針としています。

#### 『 人を尊重し、共通理念の下で自由に意見を言い合える開放的な組織 』

監査を個人で実施することには限界があるため、組織及び監査チーム体制は重要な要素であり、特に中小規模である当監査法人にとって人的関係は非常に大切です。もちろん個々人の考え方はそれぞれであるため意見が異なることはありますが、身を尽くして資本市場の健全なる発展に貢献する監査法人となるという理念は共通しています。

意見を言い合いながらもお互いを尊重し合うという組織風土の醸成に向け、構成員間のコミュニケーションの機会を意識した組織運営を行ってまいります。

みおぎ監査法人  
統括代表社員

山田 将文

## (2) 当監査法人の経営理念及び行動指針

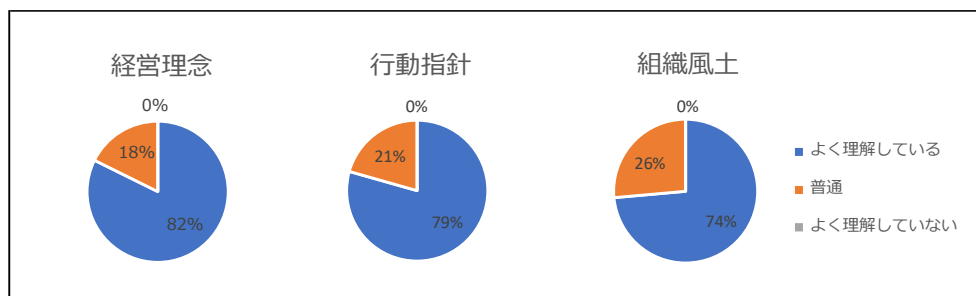
当監査法人は、「身を尽くして資本市場の健全なる発展に貢献する」ことを経営方針として定め、「高品質な監査の実施」を最優先事項としています。

<b>【経営理念】</b>	
	“身を尽くして”資本市場の健全なる発展に貢献する
<b>【行動指針】</b>	
<b>(高品質な監査の実施)</b>	
	クライアントとの対話を通じてビジネス上のリスクの本質を理解し、監査基準に準拠した高品質な監査を実施すること
<b>(公正かつ明瞭な判断を適時に提供)</b>	
	経営者と適度な距離感を保ちつつ信頼関係を構築し、会計プロフェッションとして公正かつ明瞭な判断を適時に提供すること
<b>(揺るがない公正不偏な存在)</b>	
	信頼性の高い意見を表明するために、明確な客観性を保ちつつ、経済的にも外観的にも継続して独立的立場を保持すること
<b>(質の高いコミュニケーション)</b>	
	質の高いコミュニケーションを通じて、客観的な立場から経営判断に有用なアドバイスをフィードバックする

これらの経営理念及び行動指針については、統括代表社員が全体研修での説明及びメールでの毎月のメッセージ配信等により、継続して全構成員に伝達しています。

当監査法人は、経営理念及び行動指針の適切な理解に基づき監査業務を実施すること、監査チーム内及び被監査会社との密なコミュニケーションを実施すること、研修の実施による継続的な教育・指導を行うこと、十分な専門要員数の確保を維持すること等により、「高品質な監査の実施」と職業倫理の遵守を重視するとともに、風通しのよい組織風土の醸成を意識し、法人を運営していくことを目指しています。

(参考) 2025年9月に実施した当監査法人の経営理念等の浸透度に関する専門要員へのアンケート結果



### (3) 当監査法人の概要

2025年8月31日現在における当監査法人の概要は以下のとおりです。

所属人員	代表社員	8名
	社員	3名
	公認会計士（常勤）	2名
	公認会計士（非常勤）	31名
	計	44名

沿革	2019年9月2日	東京都千代田区飯田橋において設立
	2021年3月3日	上場会社監査事務所登録制度における本登録
	2024年5月16日	登録上場会社監査人として登録

出資金	1420万円
-----	--------

事務所所在地	(東京事務所)	東京都千代田区飯田橋一丁目7番10号 山京ビル本館9階
	(名古屋事務所)	愛知県名古屋市東区泉一丁目11番7号 アークプラッツ6階

業務提供先	監査業務	① 金融商品取引法及び会社法監査	9社
	提供先	② 金融商品取引法監査	1社
		③ 会社法監査	7社
		④ 学校法人監査	1社
		⑤ その他の法定監査	14社
		⑥ その他の任意監査等	27社
		計	59社

## 2.経営管理等の状況

### (1)品質管理基盤

#### ① 監査品質に関する基本方針

当監査法人は、適切な品質管理に関する方針及び手続を定め、全ての監査業務において高品質な監査を実施できる体制を構築・維持していくことを基本方針としています。

高品質な監査を実施する体制を継続していくため、品質管理部門による監査業務実施状況のモニタリング、定期的な全体研修の開催、人事評価等を実施し、全ての専門要員の監査品質能力の向上を促進させるとともに、職業倫理や独立性の遵守状況、新規契約及び契約更新の管理状況、審査実施状況、専門要員の確保状況等について、日常的監視及び定期的な監査業務の検証等により、当該体制の運用状況をモニタリングしています。

#### ② 品質管理体制

当監査法人は、品質管理部門として、品質管理担当責任者、品質管理担当社員の2名、及び情報セキュリティ担当責任者を1名、それぞれ選任しています。品質管理部門は、品質管理のシステムの整備・運用業務や、情報セキュリティの維持管理を行っています。

今後、上場被監査会社及び専門要員数が一定の規模となった場合には、各監査業務の品質管理のシステムの整備・運用体制をより強化することを目的として、品質管理部門の専任の常勤者を配員する等により、品質管理体制の増員強化を実施する方針としています。

#### ③ 職業倫理の遵守

公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則及びその実務ガイダンス等に基づく職業倫理に関する規程並びにその一環としてインサイダー取引防止規程を制定し、当監査法人の全構成員に遵守を義務付けるとともに、法人内研修等による周知徹底を図っています。また、日常的コミュニケーションを活発に実施することにより、相互牽制及び相談できる組織環境を整えています。これらの規程の遵守状況について定期的に確認するほか、職業倫理の遵守を阻害する要因を認識した場合には、早急に品質管理担当責任者へ伝達し対応を図ることにしています。

#### ④ 独立性の保持

法令等及び日本公認会計士協会の倫理規則等に遵守するよう独立性に関する規程を制定し、当監査法人及び構成員に遵守を義務付けるとともに、法人内研修等による周知徹底を図っています。また、日常的コミュニケーションを活発に実施することより相互牽制及び相談できる組織環境を整えています。これらの規程の遵守状況について定期的に確認するほか、独立性を阻害する要因を認識した場合には、早急に品質管理担当責任者へ伝達し対応を図ることとしています。また、監査チームは、被監査会社の監査対象期間を通じてその構成員の利害関係調査を実施することとしています。

なお、監査実施の前提条件である独立性の保持について、全専門要員に対して当初加入時及び年に1回（毎年7月）、独立性の確認を一斉に実施しています。独立性の有無を確認するための被監査会社等のリストについては、毎月（更新時を含む。）、全ての専門要員に周知しています。

	2024年8月期	2025年8月期
独立性確認書提出率	100 %	100 %
違反件数	0 件	0 件

#### ⑤ ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、公認会計士法等に基づき、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関する方針及び手続を制定し、定期的かつ必要の都度、ローテーション計画の策定及び見直しを行うこととしています。

#### ⑥ 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規締結及び更新に当たっては、リスク項目の網羅的把握及び受容可能性の判断に資するよう契約の新規の締結及び更新に関する規程を制定しています。具体的には、全ての契約の新規の締結及び更新について、独立性確認を実施した上で、不正リスクを含めたリスク項目の網羅性及び受容可能性、関与先の誠実性、業務の適性・チームの能力及び人的資源、職業倫理に関する規定を遵守できるか等の観点において認識された問題点を個々に評価するとともに、総合的な観点から新規の締結及び更新の可否の判断を行っています。なお、監査契約の新規の締結及び更新については、全ての代表社員の承認を得ることとしています。

#### ⑦ 非監査業務へ取組方針

当監査法人及びその構成員は、監査業務を最優先することを共通認識とし、監査品質確保のための監査業務の独立性及びその専門要員を十分に確保できていることを前提に、非監査業務の受嘱可能性を検討し、全社員の承認を得た上で受嘱を認める方針としています。

上記方針の下、現在の非監査業務としては、主に上場準備を検討している会社に対するショート・レビュー業務及び助言業務等を中心に実施しています。

#### ⑧ 専門的な見解の問い合わせを行う場合の方針及び手続

不正リスクへの対応を含む、監査の基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導及び会計基準等の解釈を必要とする場合の方針及び手続を制定しています。監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項に直面した場合には審査担当者へ相談し、それでも判断に困難が伴う重要な事項がある場合には、社員会において議論することとしています。また、必要に応じて、当監査法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者（弁護士や、不正対応経験のある外部の公認会計士等を含む。）への問合せを実施し見解を入手することとしています。

#### ⑨ 審査体制

監査上の判断の相違については、速やかに品質管理担当責任者に報告するとともに、必要に応じて審査担当者を交えて、協議によって解決を図ることとしています。

また、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性及び客観性、審査の記録及び保存に関する審査の方針及び手続の規程を制定し、監査業務について所定の審査の受審を求めることにしています。当該審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、審査担当者による審査を実施することとしています。また、重要な事項については、合議制による審査を実施することとしています。

#### ⑩ 監査調書の管理

監査調書（電子監査調書及び紙面監査調書）の管理、保存及び廃棄、並びに最終的な整理に関する方針及び手続を制定し、品質管理担当責任者による管理責任の下、対応することとしています。監査品質の水準を合理的に確保するために必要と判断した事項については、当監査法人としての監査調書のひな型を策定し利用することとしています。

また、当監査法人は、監査調書を改ざんするなどの不適切な修正を防止するため、全ての監査業務に対して電子監査調書による保存を実施しています。なお、紙面が原本となる調書については、監査事務所内の指定箇所に施錠し保存するほか、外部倉庫での保管・受払管理を実施しています。

⑪ 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関する方針及び手続として、当監査法人の日常的な監視及び定期的な検証方法を含めた評価のプロセスを制定し、運用しています。

日常的な監視においては、新たな法令及び基準等の認識並びに各規程等への反映、職業的専門家としての能力開発状況、構成員の独立性の遵守状況の確認、契約の新規締結及び更新状況、要改善事項（外部レビューによる要改善事項を含む。）がある場合の認識及びフォローアップ状況等について社員会で共有することにより、モニタリングしています。

定期的な検証においては、監査契約の新規締結及び更新に関する検討状況、不正リスクに対応する監査手続の実施状況等を考慮した検証計画を策定し、循環的に実施しています。

	2024年8月期	2025年8月期
対象監査業務数	2 業務	2 業務
重要な不備事項	0 件	0 件

(注)上記の他、全ての上場会社の監査業務に対し、監査意見表明前のレビューを実施しています。

⑫ 法令遵守に関する措置及び通報制度

当監査法人は、インサイダー取引防止規程及び違法行為への対応規程等の法令遵守に関する規程を整備し、遵守状況を書面により定期的に確認するとともに、必要に応じて法人内研修を行い周知しています。また、通報窓口をホームページで公開し、通報制度に関して整備した規程に則り対応することとしています。

なお、全ての専門要員から年に1回（7月）、インサイダー取引防止規程遵守についての誓約書及び犯罪収益防止法に関する誓約書を受領し、回答状況を評価しています。

	2024年8月期	2025年8月期
インサイダー取引防止規程への誓約書回収率	100 %	100 %
犯罪収益防止法に関する誓約書回収率	100 %	100 %
違反件数	0 件	0 件

### ⑬ 品質管理レビュー結果

日本公認会計士協会は、品質管理レビューを定期的実施しており、当監査法人では以下のとおり品質管理レビューを受け、その結果を受領しています。品質管理レビューでの指摘事項については、社員会にて原因の調査及び再発防止策を検討し、全ての監査業務に適時に反映することとしています。

実施年度	レビュー報告書の 交付年月	極めて重要な不備事項及び 重要な不備事項の有無
2020年度	2021年3月	無
2022年度	2023年3月	無

### ⑭ 資本市場参加者等とのコミュニケーション

当監査法人は、投資家や証券会社等と定期的に意見交換を行っています。また、日本公認会計士協会のホームページにおいて、統括代表社員による監査品質向上に向けた取り組みに関するメッセージを発信しています。今後も外部有識者との意見交換や、日本公認会計士協会とのコミュニケーション等で得られた意見等も参考とし、当監査法人の法人運営に活かすよう努めています。

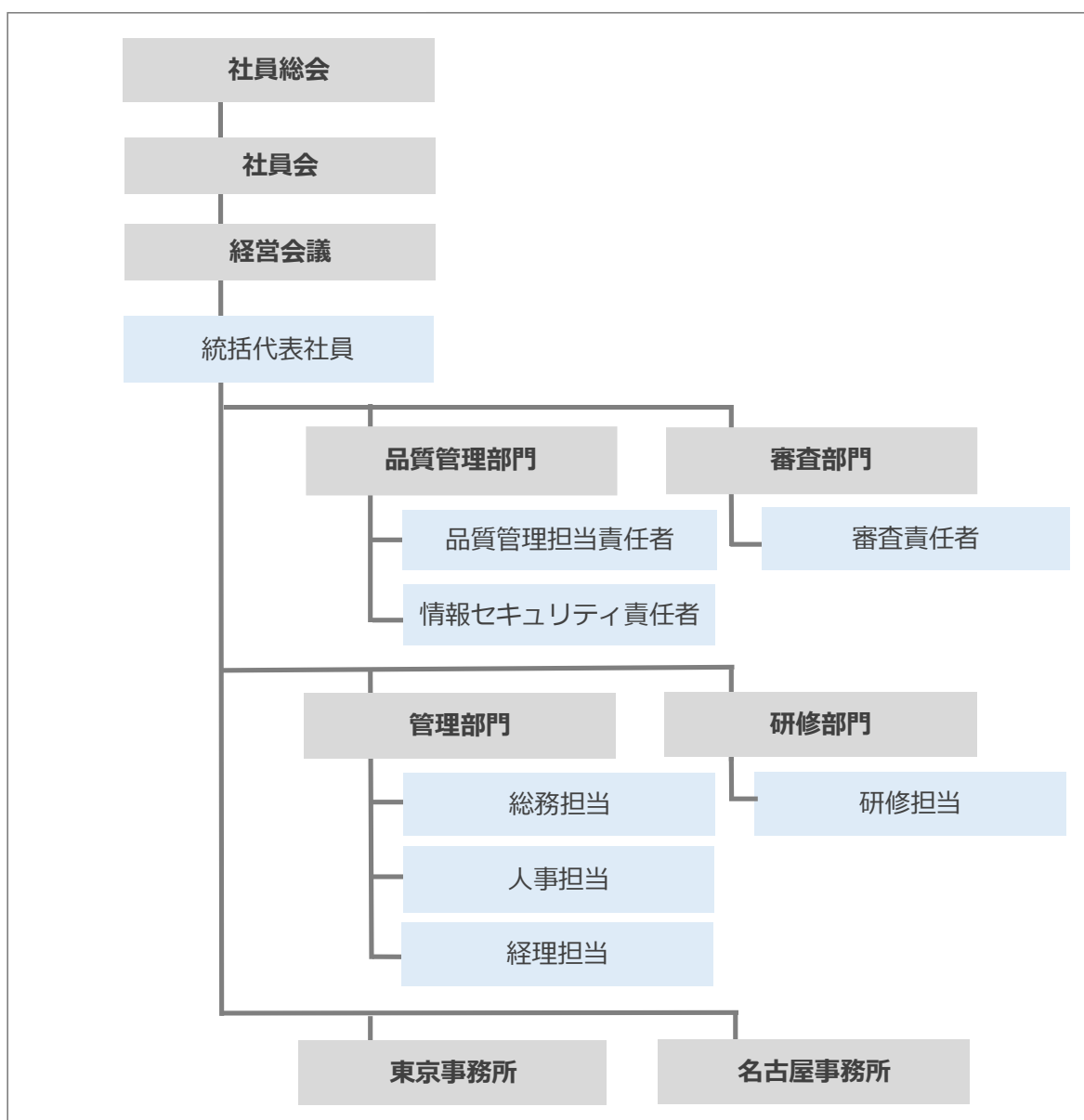
## (2) 組織・ガバナンス基盤

### ① 組織体制

当監査法人は、「社員総会」を最高意思決定機関として、社員全員が無限責任による相互監視及び牽制を行うことをガバナンスの基礎としています。

当監査法人では、被監査会社の規模及び専門要員人数等に照らして、報告書日現在の規模に応じたガバナンス体制を整備しているものと評価しています。

みおぎ監査法人 組織図



## ② 社員総会

当監査法人は、社員全員の合議による「社員総会」を最高意思決定機関として位置付け、年1回の定時社員総会を開催しています。また、必要と認めた場合には臨時社員総会を開催することとしています。

社員総会では、法人決算の承認、他法人との提携といった経営に関する重要な事項に係る意思決定を行うこととしています。

## ③ 社員会

当監査法人は、社員全員の合議による「社員会」を原則として月1回開催しています。社員会は、組織変更、契約の新規締結の可否、社員の加入、規程やマニュアルの改訂等の事項に係る意思決定を行っており、当監査法人の規模・特性を踏まえ、実質的な経営機関として機能しています。特に契約の新規締結の可否を決定する場合には、そのリスクを慎重に評価の上、全社員の同意を得ることとしており、相互牽制をより厳格にした運営をしています。

また、被監査会社の監査実施状況に重要な懸念事項が生じた場合には、臨時社員会を開催し、担当業務執行社員が状況を報告の上、適切な対応を協議することとしています。

社員会の開催数及び社員出席率は以下のとおりです。（なお、組織図上の「経営会議」は現在開催していません。）

	2024年8月期		2025年8月期	
社員会開催数	27	回	20	回
社員出席率	100	%	100	%

## ④ 統括代表社員

当監査法人の最高責任者として、監査品質に関する最終責任を負う者を「統括代表社員」として選任しています。統括代表社員は、専門要員に対して当監査法人の経営理念及び行動指針を示し、当監査法人の目指す組織風土を醸成するための活動を行っています。

また、品質管理システム責任者が十分かつ適切な経験及び能力を有しているかどうか、また、その責任を適切に遂行しているかについて確認しています。

⑤ 外部有識者からの助言

当監査法人は、外部有識者（日本取引所グループでの実務や上場企業の役員経験を有している者）と顧問契約を締結しており、定期的（3か月に1度）に会議を開催し、市場の監督者としての経験及び一般事業会社の経営経験に基づいた指導・助言を受けることとしています。なお、外部有識者については、当監査法人及び当監査法人の被監査会社との間に、資本関係・人的関係がなく独立性を有する者を選任する方針としています。

外部有識者との会議においては、統括代表社員及び品質管理担当責任者が、当監査法人の社員会の主な協議内容、事業計画、人財に関する方針等といった情報を適時に報告し協議し、指導・助言を受けています。当監査法人は、当該外部有識者の指導・助言をもとに、経営方針や組織体制の見直しを必要に応じて行うこととしています。

	2024年8月期	2025年8月期
会議開催数	4回	4回

⑥ 監督・評価機関を設けていない理由

当監査法人は、報告書日現在の被監査会社の規模及び専門要員人数等を踏まえ、監督・評価機関を設けていません。各社員の相互牽制、及び外部有識者の知見を法人運営に活かすことにより、当監査法人の規模・特性に応じた経営機能の実効性が確保できるものと考えています。

今後、上場被監査会社及び専門要員数が一定の規模となった場合には、組織的な運営の実効性に関する評価をより強化するために、独立した監督・評価機関を設ける方針としています。

⑦ 他監査法人との合併に対する方針

当監査法人は、経営方針の周知や組織風土及び品質管理水準の統一の困難性等を勘案し、現時点では、合併を行わない方針としています。

しかしながら、監査法人を取り巻く環境は日々変化しており、IT・人材等に対する投資等を含め、将来的に法人規模を一定水準まで拡大する必要性が高まっていると認識しています。そのため合併等の必要性については、継続して検討していくこととしています。

### (3) 人財基盤

#### ① 人財に関する基本方針

当監査法人は、経営理念である「身を尽くして資本市場の健全なる発展に貢献」を実現し、高品質な監査の実施するための必要な人財について、以下のとおり考えています。人事採用及び人事評価において、原則として、当該方針に従い実施することとしています。

(常勤職員)	当監査法人の経営理念を理解し、高品質な監査業務が実施できると認められた者
(非常勤職員)	公認会計士有資格者で、大手監査法人又は準大手監査法人で複数年の監査経験を有する者

#### ② 常勤職員の採用方針・制度について

常勤職員については、当監査法人の経営理念を理解し、高品質な監査業務を実施するという強い意欲があり、またその経験・能力があると評価された者を採用する方針としています。また、多様な働き方を希望する人財を幅広く確保するため、複数の勤務形態（年間執務日数を最低 150 日から 220 日まで選択可）を選択できる制度としています。

募集活動及び一定数の採用を継続し、常勤職員の規模・年齢層を広げていくことで、安定的かつ継続的な法人運営に努めてまいります。

なお、当監査法人では、より高い監査品質を確保するため、主査業務については、社員または上場会社の監査業務経験を有する常勤職員が担当することとしています。

#### ③ 非常勤職員の活用について

当監査法人は、監査業務において非常勤職員を活用しています。

非常勤職員については、原則として、大手監査法人または準大手監査法人で複数年の監査経験を有し、かつ「継続的専門能力開発制度（CPD）」の義務達成者である公認会計士であることを条件としています。

#### ④ 人事評価について

当監査法人は、監査業務に係る品質管理能力を最優先項目とした専門要員に対する人事評価を行っています。

具体的には、社員及び常勤職員については、監査業務実施状況、品質管理業務の対応状況、法人運営の貢献状況、専門要員への教育指導状況等を勘案し、監査の品質管理に取り組む姿勢を含め、品質管理能力を最優先項目とした上で、統括代表社員及び品質管理責任者が総合評価を決定し、報酬改定を行っています。

非常勤職員については、監査手続の実施状況やコミュニケーション能力等を考慮し、監査業務を実施する上で必要かつ十分な監査実施能力を有しているかを評価しています。

なお、当監査法人の社員への登用については、当監査法人の経営理念・行動指針を深く理解・遂行し、かつ高品質な監査業務が実施できる経験及び能力を有していると評価した専門要員（非常勤職員を含む。）の候補者の中から、社員会における協議結果に基づき、全社員の同意により決定しています。

#### ⑤ 兼業・副業について

当監査法人は、常勤の専門要員に対して兼業・副業（非監査業務に限る）を認めています。状況変化が目まぐるしい現在の経済環境下において、新しい事象に対応する意欲を持ち、その専門知識を研鑽・開発することは重要と考えており、兼業による業務で得られるこれらの知見の獲得が、監査業務を行う上で有用であると考えているためです。

ただし、その業務規模・範囲については、当監査法人の監査業務の品質確保に支障がでない範囲で認めることとしており、独立性に関する規程等に照らして、その実施可否を事前に社員会で承認を得ることとしています。

#### ⑥ 専門要員の監査業務年数と稼働状況

当監査法人は、会計監査に関する知見・経験を十分に有した公認会計士を専門要員としています。社員、常勤職員及び非常勤職員（全て公認会計士資格を有する者）の平均監査業務経験年数は以下のとおりです。

項目	2024年8月期		2025年8月期	
	人員	平均監査業務 経験年数	人員	平均監査業務 経験年数
代表社員	8名	21.6年	8名	22.6年
社員	-名	-年	3名	18.7年
常勤専門要員	3名	17.7年	2名	14.0年
非常勤専門要員	36名	13.4年	31名	14.9年

#### ⑦ IT担当者の確保状況

当監査法人は、IT全般統制評価等を実施する専門要員として、報告書日現在の規模を勘案し、3名の非常勤職員（全て公認会計士資格を有しており、大手監査法人でのIT担当者としての実務経験を有する者）を確保しています。定期的に品質管理担当責任者とIT担当者間でミーティングを行い、IT全般統制等の評価に係る留意事項の更新等を実施しています。

⑧ 研修体制

当監査法人は、公認会計士として監査を実施する要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるため、継続的に研修を受講すること周知・管理しています。

日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度（CPD）」の義務達成率は以下のとおりです。

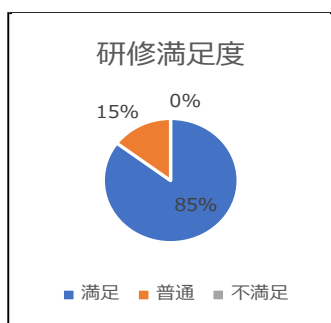
項目	2024年8月期	2025年8月期
代表社員・社員達成率	100 %	100 %
常勤専門要員達成率	100 %	100 %
非常勤専門要員達成率	100 %	100 %

また、当監査法人では、原則として毎年2回、非常勤職員を含む専門要員を対象とした法人内全体研修を実施しています。研修内容として、不正事例研修、外部検査等の指摘事例に係る研修、監査基準等改正に関する研修、情報セキュリティ研修、インサイダー取引防止に係る研修等を実施しています。

法人内全体研修についての出席率・満足度評価は以下のとおりです。アンケートによる要望や意見を今後の研修に反映させることで、より効果的な研修となるよう努めています。

項目	2024年8月期	2025年8月期
代表社員・社員出席率	100 %	100 %
常勤・非常勤専門要員出席率 (フォローアップを含む率)	90 % (100 %)	85 % (100 %)

(参考) 2025年9月に実施した当監査法人の全体研修に関する専門要員へのアンケート結果



このほか、日本公認会計士協会のオンライン研修の中から監査基準や倫理規則等の改正に係る研修等を毎年の必須研修項目として選定し、非常勤職員を含めた全ての専門要員への指示・受講管理を行っています。

## (4) IT 基盤

### ① 情報セキュリティ方針

当監査法人は、監査業務等で取り扱う情報を最重要機密情報として分類し、適切に情報を保護すること、及び情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐための情報セキュリティに対する基本方針を定めています。

情報セキュリティ担当責任者は、当該基本方針及びセキュリティ対策内容について、外部のITコンサルタント会社と協力し「情報セキュリティハンドブック」として取りまとめ、専門要員に対する研修等を通してセキュリティ・ポリシーの周知徹底を行っています。

専門要員からは、年に1度、情報セキュリティ方針遵守に係る誓約書を受領し、その回答を評価するとともに、定期的なモニタリングを通じて、その運用が徹底されていることを確認しています。

また、情報漏洩時の対策として、当監査法人の統括代表社員、品質管理担当責任者、及び情報セキュリティ担当責任者が従うべき「インシデント対応手順書」を定めています。

項目	2024年8月期	2025年8月期
情報セキュリティ方針遵守に係る誓約書回答率	100 %	100 %
機密情報保持に関する誓約書回答率	100 %	100 %

### ② 監査業務で使用する情報機器についての方針

当監査法人は、非常勤職員を含む全ての専門要員にセキュリティ対策を導入したPCを貸与し、監査業務を行う場合には当該貸与PCを利用する方針としています。

法人貸与PCに対するセキュリティ対策としては、一般的なウイルス対策の他、マルウェア対策ソフトの導入、リモート監視ツールの利用、インターネットの閲覧制限、PCシャットダウン時のデータ削除ツールの利用等、情報の漏洩を防止する対策をとっています。

### ③ リモートワークへの取り組み

当監査法人においては、対面によるコミュニケーションを重視しています。しかしながら、多様な働き方の確保の必要性や効率的な業務の実施により、構成員が最適なバランスで業務が実施できるよう、リモートワークを認めています。

リモートワークに関しては、情報漏洩等を防ぐためのルールを設け、情報セキュリティを確保できるようにしています。

#### ④ IT投資方針

当監査法人は、組織規模に見合ったIT環境を整えることを目的として、情報セキュリティの整備等のためのIT投資を行う方針としています。

また、当監査法人の監査業務の特性・規模を勘案すると、データ分析等を実施する場合には、Excel等の簡易的なツールを利用することが効果的かつ効率的であると判断しています。

今後も、日本公認会計士協会主催の研修への参加等を通じて、情報セキュリティ対策への追加投資やAI関連投資、データ分析ツール等の導入に関する検討を継続していきます。

## (5) 財務基盤

### ① 財務概況

当監査法人は、「高品質な監査の実施」を継続していくことを目指しており、当該方針に沿って法人運営をしています。また、独立の立場で公正な監査を行うためには、安定した財務基盤を確立することが重要であると考えています。

当監査法人の財務概況は以下のとおりです。

項目	2024年8月期	2025年8月期
監査業務収入	537百万円	556百万円
非監査業務収入	11百万円	30百万円
売上高合計	549百万円	586百万円
報酬依存度 15%超の監査契約の有無	無	無
有利子負債	—	—
純資産	208百万円	266百万円
総資産	278百万円	324百万円

### ② 公認会計士職業賠償責任保険加入状況

当監査法人は、公認会計士職業賠償責任保険（1請求につき支払限度額10億円・保険期間中の総限度額20億円）、及びサイバーリスク保険（賠償1請求につき支払限度額1億円）に加入しています。

### ③ 被監査会社の売上規模

当監査法人は、国内業務を主とした事業会社の監査業務を中心としています。

上場被監査会社の売上高規模及び会社数の比較は以下のとおりです。

売上高の規模 (連結の場合は連結売上高)	当監査法人の 上場被監査会社
10億円未満	1社
10億円以上 50億円未満	4社
50億円以上 100億円未満	3社
100億円以上 150億円未満	1社
計	9社

## (6) 国際基盤

当監査法人は、国内事業を主とした企業への監査業務を中心としていることから、国際ネットワークへの加盟はしていません。

なお、海外子会社の監査業務がある場合においては、海外会計事務所の品質管理体制を評価した上で、それぞれの国・地域で効果的かつ効率的と判断した会計事務所に監査業務を依頼する方針としています。

## (参考)「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

高品質な監査業務を提供するため、当監査法人の規模・特性等に適した方法で、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用し、適用しています。

原則/指針 (対応状況)	原則 / 指針の内容	記載箇所	項
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
指針1-1 (Comply)	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	・ 統括代表メッセージ	3
指針1-2 (Comply)	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	・ 統括代表メッセージ ・ 職業倫理の遵守 ・ 独立性の保持	3 6 6
指針1-3 (Comply)	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	・ 監査品質に関する基本方針 ・ 人材に関する基本方針	6 14
指針1-4 (Comply)	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	・ 統括代表メッセージ	3
指針1-5 (Comply)	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	・ 職業倫理の遵守 ・ 独立性の保持 ・ 非監査業務へ取組方針 ・ 兼業・副業について	6 7 7 15
指針1-6 (Explain)	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	・ 国際基盤	20

原則/指針 (対応状況)	原則 / 指針の内容	記載箇所	項
原則 2	<b>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</b>		
指針2-1 (Comply)	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	・ 社員総会 ・ 社員会	12 12
指針2-2 (Comply)	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	・ 組織体制 ・ 資本市場参加者等とのコミュニケーション ・ 人材基盤 ・ IT投資方針	11 10 14 18
指針2-3 (Comply)	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	・ 社員総会 ・ 社員会	12 12

原則/指針 (対応状況)	原則 / 指針の内容	記載箇所	項
原則 3	<b>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</b>		
指針3-1 (Explain)	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会</li> <li>・社員会</li> <li>・外部有識者からの助言</li> <li>・監督・評価機関を設けていない理由</li> </ul>	<p>12</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>13</p>
指針3-2 (Comply)	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者からの助言</li> </ul>	<p>13</p>
指針3-3 (Explain)	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者からの助言</li> <li>・監督・評価機関を設けていない理由</li> </ul>	<p>13</p> <p>13</p>
指針3-4 (Explain)	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者からの助言</li> <li>・監督・評価機関を設けていない理由</li> </ul>	<p>13</p> <p>13</p>

原則/指針 (対応状況)	原則 / 指針の内容	記載箇所	項
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
指針4-1 (Comply)	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	・社員総会 ・社員会	12 12
指針4-2 (Comply)	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	・人財基盤	14
指針4-3 (Comply)	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	・人財基盤	14
指針4-4 (Comply)	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	・人財基盤 ・外部有識者からの助言 ・資本市場参加者等とのコミュニケーション	14 13 10
指針4-5 (Comply)	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	・法令遵守に関する措置及び通報制度	9

原則/指針 (対応状況)	原則 / 指針の内容	記載箇所	項
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
指針5-1 (Comply)	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	・ 当報告書	—
指針5-2 (Comply)	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・ 監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・ 経営機関等の構成や役割</li> <li>・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括代表メッセージ</li> <li>・ 品質管理基盤</li> <li>・ 人材基盤</li> <li>・ IT基盤</li> </ul>	<p>3</p> <p>6</p> <p>14</p> <p>17</p>

指針 5-3 (Explain)	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	・ 国際基盤	20
指針 5-4 (Comply)	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	・ 資本市場参加者等とのコミュニケーション	10
指針 5-5 (Comply)	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	・ 当報告書	—
指針 5-6 (Comply)	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	・ 資本市場参加者等とのコミュニケーション	10